

事業所情報（認知症対応型共同生活介護）

（令和7年4月22日現在）

事業所名
グループホーム五箇山

1 基本情報

所在地： 富山県南砺市東赤尾字横平 577-1	
TEL：0763-67-3700	ホームページ：
FAX：0763-77-3535	E-Mail：gokayama@p2.tst.ne.jp
事業所までの交通手段：車	
事業所開設年月：平成 25 年 12 月	
介護保険事業者番号：1691000093	介護保険指定年月日：平成 25 年 12 月 1 日
敷地面積： 1711.28 m ²	建物面積： 500.140 m ²
開設者（経営法人）：株式会社ウェルフェアネットワーク	設置主体（開設者への委託元等がある場合）：
管理者名：植田路子	

2 事業所の職員体制

職員総数	常勤職員： 9 名	非常勤、その他： 12 名	計： 21 名
職員の専門 資格の保有 状況（複数の 資格保有は 重複記載）	医師： 名	介護福祉士： 1 名	介護職員初任者 研修修了者： 名
	看護師： 2 名	理学療法士： 名	作業療法士： 名
	准看護師： 1 名	保健師： 名	栄養士： 名
	薬剤師： 名	介護支援専門員： 1 名	社会福祉士： 名
	（上記以外の資格であって事業所として公表したいものの状況） 資格名称：人数 名		

3 事業所の方針（運営の方針）

運営規定第2条 事業者は、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、及び機能訓練を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする。
2 入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立った指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に努める。

3 地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、南砺市及び砺波地方介護保険組合、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

4 サービス内容

ユニット数	2ユニット
定員	18人
居室面積	最小： 11.981 m ² 最大： 11.981 m ²
居室備付設備等	衣裳棚、電動ベッド、CATVジャック、エアコン
協力医療機関	南砺市民病院
協力歯科医療機関	南砺市民病院
連携・支援先 介護老人福祉施設 介護老人保健施設	特別養護老人ホームきらら
入浴回数、時間の選択の可否	入浴回数 週2回以上 9時から16時の範囲内で時間の選択可
入浴設備の状況（一般浴・特浴）	一般浴のみ
主な機能訓練の内容	体操、可動域訓練
主なレクリエーションの内容	誕生会、体操、歌など
嗜好品の持込制限の有無 （有りの場合の内容）	有り（家での手作りではなく、購入したもので、賞味期限の切れていないもの）
家族等の面会可能時間	午前8時から午後8時
家族の宿泊の可否	できない
地域との交流内容	祭りへの参加、近くの保育園の園児との交流、面会の受け入れ
介護相談員の受け入れの有無	有り
家族会・利用者による自治会等の活動状況	なし

5 サービス利用のために

利用申込窓口電話番号	0763-67-3700
保険給付対象内の 利用料金 (要介護度別の平均的な 1月あたり自己負担額)	要介護1：28625円 要介護2：29862円 要介護3：30710円 要介護4：31275円 要介護5：31876円 【利用者の方の所得等により自己負担額が大きく異なる場合がありますので、契約前に十分にご確認下さい。】
その他の費用 (保険給付対象外)	家賃：1日 2520円、光熱費：1日 400円、食材費：1日 1200円
申込時の注意事項	申し込みにくられる日時を事前にお電話で連絡ください。
苦情等受付窓口電話番号	0763-67-3700

6 事業所の情報提供資料、見学、実習生・ボランティアの受け入れ

事業所が利用申込者等に提供している資料名 (重要事項説明書、パンフレット等)	事業所の見学の可否	実習生の受け入れの有無	ボランティアの受け入れの有無
パンフレット、料金表	可能	有り	有り

7 その他の特記事項（サービス利用にあたっての留意事項等）

① 持ち込みの制限 以下の物は、原則として持ち込むことはできません。 ペット、危険物(銃・刀剣類) ※その他の物については個別に相談に応じます。 ② 面会 面会時間：午前8時から午後8時 ※緊急時及び事前に連絡していただければそれ以外の時間帯も面会は可能です。 ※面会時は面会簿の記載をお願いいたします。 ③ 外出、外泊 外出、外泊は自由ですが、事前にお申し出ください。 ※緊急時及び事前に連絡していただければそれ以外の時間帯も面会は可能です。 ※食事が不要な場合は、前日までにお申し出ください。その場合には、本説明書に定める食材料費のご負担はありませんが、1日のうち1食でも召しあがった場合はご負担いただきます。 ④ 預かり金品等の取り扱い 金銭管理については基本的に自己管理となります。但し、ご利用者様が管理できない場合は、ご契約者様の希望により日常の小遣い程度の金額をお預かりします。 ※利用契約が終了した場合、残されたご利用者の所持金品等は、ご契約者様に引き取り
--

をしていただきます。

⑤ 施設、設備の使用上の注意（契約書第12，13条）

居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。居室の造作、模様替えを希望するときは、書面によりその内容を届け出て事業者の承認が必要です。契約終了時の原状回復費用は、ご契約者様のご負担となります。故意又は過失により、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者様の自己負担により原状に復していたるか、又は相当な代価をお支払いいただく場合があります。

ご利用者様に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室に立ち入り、必要な措置を取ることが出来るものとします。但し、その場合も、ご利用者様のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。

⑥ 迷惑行為

当事業所の従業者や外のご利用者様に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

⑦ 喫煙

施設内での喫煙は禁止します。